

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字久保田 2523 番地
坂本 三憲

熊本県公告第 279 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ大津店
熊本県菊池郡大津町吹田八迫 1201-1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 8 時 30 分 閉店時刻午後 8 時
変更後 開店時刻午前 7 時 閉店時刻午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 8 時から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 15 年 4 月 1 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ナフコ
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,500 平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
103 台
 - (4) 駐輪場の収容台数
なし
 - (5) 荷さばき施設の面積
106 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
74 立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
10 か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 9 時から午後 5 時まで
- 5 届出年月日
平成 15 年 3 月 31 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成 15 年 4 月 18 日から平成 15 年 8 月 17 日まで

熊本県公告第 280 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商号 有限会社コスモホーム
代表者氏名 代表取締役 齋藤 和之
事務所所在地 熊本県熊本市八景水谷 1-22-12
免許証番号 熊本県知事（5）第 2812 号
免許年月日 平成 14 年 2 月 22 日
- 2 処分年月日
平成 15 年 4 月 11 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 1 月
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 281 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第